

広島県選挙管理委員会告示第十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、庄原市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十二年三月二十三日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定 施 設		変 更 事 項	
名 称	所 在 地	名 称	変 更 後
庄原市八幡多目的 研修集会所	庄原市東城町森二六六八番地二	名 称	庄原市八幡自治振興セ ンター
庄原市帝釈環境改 善センター	庄原市東城町帝釈未渡二〇二二 番地	名 称	庄原市帝釈自治振興セ ンター
庄原市口和文化 ホール	庄原市口和町向泉九三四番地四	名 称	庄原市口和自治振興セ ンター